

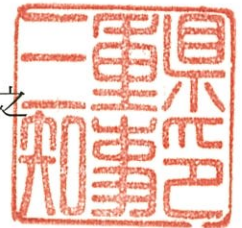
環生第17-153号

三重県環境審議会

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例(令和元年三重県条例
第26号)の規制のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

令和6年7月4日

三重県知事 一見勝之



諮 問 理 由

県では、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とした「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、令和２年４月から施行しています。条例では、土砂等の埋立て等に対して、許可審査や監視等の必要な規制を行ってきました。

令和３年７月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したこと等を踏まえ、国においては、「宅地造成等規制法」を改正し、崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止を目的とした「宅地造成及び特定盛土等規制法」が令和５年５月に施行されました。

このため、土砂等の流出等による災害の未然防止に関して、条例の規制のあり方について整理が必要です。また、条例の施行から４年が経過し、運用等の整理も行う必要があることから、貴審議会に意見を求めるものです。